

# 学校いじめ防止基本方針

鳴門市第二中学校

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1)教育活動全体を通して、全ての生徒に「いじめは、人として決して許されない行為」であることの理解を促す。また、豊かな心を育み、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度などの人間関係を構築する素地を養う。
- (2)いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての生徒を対象とする、発達支援的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換が重要であり、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- (3)いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知できるように、ささいな兆候も見逃さず早い段階から複数の教職員で的確に関わっていく。そのため、各教職員が本方針に基づく対応を徹底し、教職員がいじめを抱え込んだり、学校がいじめを隠したと誤解されたりすることのないよう、いじめに対しては、個々の教職員ではなく、組織として一貫した対応を行っていく。
- (4)発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応し、被害者生徒を守り通すと同時に、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害者生徒の指導にあたる。
- (5)ささいな悩みでも、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働できる体制を構築する。
- (6)いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により、十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察・児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、平素から学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

### I いじめ対策委員会（生徒指導委員会）

#### (1)組織の構築

管理職、主幹教諭、指導教諭、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭、学校医等により、いじめ対策委員会（生徒指導委員会）を設置する。また個々のいじめ防止・早期発見・対処にあたっては、教育コーディネーター、生徒と関係の深い教員（教科担任、部活指導担当教員等）スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等を追加し、さらには警察・児童相談所等関係機関等とも連携し、個別いじめ対策委員会を設置する（心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る）。

## (2) 組織の役割

- ① 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正を行う（いじめ対策委員会）。
- ② 生徒や保護者からのいじめ相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ③ 全教職員から得た生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ 個別いじめ対策委員会を開き、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応の方針の具体的な決定と保護者との連携を行う（場合によっては、関係機関との連携を図る）。

## II いじめ防止校内委員会

いじめ問題を子ども達自らの問題と捉え、いじめが起きない学校を作るためにいじめのない、よりよい学校作りについて協議し、校内全域に「いじめを許さない、見逃さない、起こさせない」という気運の醸成と定着を図る委員会活動（生徒会活動）を行う。

### ○取り組み方

- ① 「いじめの定義」について生徒が理解する。
- ② どのようなことからいじめが起きているかを話し合う。
- ③ いじめの解消のために自分たちでできる取り組みを行う。
- ④ 行ってきた取り組みを検討しつつ、新たな課題を見つける。
- ⑤ 検討した結果を活かし、もう一度取り組みを行う。

## 3 教育相談体制

- (1) 教職員と生徒及び保護者、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 生徒の個人情報に配慮するとともに、教職員に相談すれば秘密の厳守はもとより、必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 定期的な教育相談週間や相談日程を設定するなど、生徒・保護者が気軽に相談できる体制を整備する。
- (4) 相談内容によっては指導を継続し、必要に応じて専門機関との連携を図る。
- (5) 生徒や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

## 4 いじめの未然防止のための取り組み

### (1) 教育・指導の場面

- ① 教育活動全体を通して「いじめは人として決して許されない行為」との強い認識を、生徒一人ひとりに徹底する。
- ② 教育活動全体を通じた人権教育の充実、協働的な学び、体験活動などを推進し、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を育てる。
- ③ 全ての生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加、活躍できる授業作りや集団作りを行う。
- ④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないように、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業作りを進める。
- ⑤ 運動や読書、相談などストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥ 学校の教育活動全体を通して、生徒がそれぞれの場面で活躍でき、他者の役に立っていると感じられる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるように努める。また、自己肯定感を高められるように、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ⑦ 学級活動や道徳の時間等に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ⑧ インターネットやスマートフォン、生成AI等で他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを生徒に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について「スマホ・ネット安全教室」等を実施し、学校全体で取り組む。また、県がネットパトロールを実施していること、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。
- ⑨ 生徒会活動などにおいて、生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取り組みが促進されるように、適切な指導や助言を行う。
- ⑩ 生徒の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、適切に指導していく。
- ⑪ 教職員の言葉が生徒を傷つけたり、他の生徒のいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を図る。
- ⑫ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ⑬ 生徒が被災し、避難場所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑭ 「おごり」という目的で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、生徒の行動や交友関係を把握し、適切に対応する。

### (2) 家庭・地域との連携

- ① 学校基本方針や指導計画を公表し、学期の始期、入学式で生徒、保護者や住民の理解を得られるように努める。
- ② 家庭や地域との連携を深め、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて関係諸機関等と連携し、情報の共有を行う。
- ③ P T Aやコミュニティスクール(学校運営協議会制度)等の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめ根絶に向けて地域ぐるみでの対策を推進する。

## 5 早期発見・早期対応のあり方

- (1) 各学期の始業式及び入学式、定期教育相談等において、全ての生徒・保護者に対して、いじめを許さない学校の取り組みや、いじめられている生徒を全力で守り抜くことを明らかにし、生徒・保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談ができるように働きかける。
- (2) 「いじめ発見のための観察ポイント（教師用）」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、生徒が発する危険信号を見逃さず、その1つ1つに的確に対応する。
- (3) 全生徒対象のいじめ発見のためのアンケート調査を定期的実施することに加え、子どものSOS相談窓口を集約して周知する等、早期発見に努める。また、「個別面談」「生活のあゆみ」等から各生徒の状況を細かく理解をし、いじめの認知については「いじめ対策委員会」で組織的に判断する。
- (4) いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。特に、けんかやふざけあい、けが等に留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (5) 生徒に絶えず声かけをし、生徒の日常生活(言葉・態度・遊び)等に注意を払うとともに、気づいたことについて、教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 生徒が欠席や遅刻をしたり、けがをしたりした場合には、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (7) いじめについて訴えや情報があった時には、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を精確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (8) 保護者に対して、学校生活に関するアンケートを配布するなど、いじめ問題に関心をもってもらえるよう努め、保護者からの情報提供を促していく。
- (9) 生徒に何か変化があれば、生徒に声かけや話を聞く等早急に行動するとともに、教職員も複数で対応をし、その状況を素早く関係者に伝え、場合によればケース会議等をひらく。

## 6 いじめへの対処

### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候があった場合は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② 「個別いじめ対策委員会」において、速やかに関係生徒から事情を聴取するなど、必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ③ 職員会議等を通して、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員で共通理解を図る。
- ④ いじめられた生徒、いじめた生徒への具体的な支援や指導について、「個別いじめ対策委員会」で協議し、教職員一人ひとりの役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

### (2) いじめられた生徒、保護者への支援

- ① いじめられた生徒を徹底して全力で守り抜く。
- ② いじめられた生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ③ 複数教員による家庭訪問を行う。
- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- ⑦ 特に配慮が必要な生徒の指導については、日常的に生徒の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

### (3) いじめた生徒への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応とねばり強い指導を通して、行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめられた生徒を守る観点から、必要に応じて別教室での学習を行わせる。
- ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ④ 複数教職員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

### (4) 他の生徒への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③ 生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取り組み促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

### (5) 教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに市教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた生徒を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
- ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、「学校問題解決支援事業」や、「子どもCRT派遣事業」、「スクールプロフェッサーの派遣事業」等を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

## (6) 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応をとる。
- ② 生命または身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ ネットのいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削減依頼や発信情報者の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。
- ④ パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、生徒に対し情報モラル教育を進めていくとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

## (7) いじめ解消状態

少なくとも、次の二項目が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえて、日常的に注意深く見守る。

- ① いじめに係わる行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月間を目安とする期間継続していること。個別いじめ対策委員会において、より長期な期間を設定できる。
- ② いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。個別いじめ対策委員会で面談等を実施する。

## 7 校内研修

全ての教職員の共通理解を図るために、年に1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

## 8 重大事態への対処

- (1) いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じたとき、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会と連携して対処する。
- (2) 重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」（別表）に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

## 9 取り組みの評価

- (1) いじめ問題の取り組みについて、学校評価の項目に加え、自校の取り組みを評価する。
- (2) PDCAサイクルの考えに従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取り組み評価アンケート」等を実施し、その結果をふまえてその期間の取り組みが適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指導等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取り組み内容や方法の見直しを行う。

# 重大事態への対応マニュアル(鳴門市第二中学校)

## ☆いじめ事案の発生☆

### (1) 組織委員の構成

#### ① 既存の学校いじめ対策組織

調査組織の構成：(管理職・主幹教諭・指導教諭・生徒指導主事・学年主任・学級担任・養護教諭・学校医等)

#### ② 外部人材を加えた組織 ※①の組織に加える人材のみ記入する

調査組織の構成：(教育コーディネーター・生徒と関係の深い教職員(教科担任、部活指導担当教員等)・スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー・児童相談所等)

### (2) マスコミへの対応

窓口の1本化と正確な情報と丁寧な対応(対応者： 教頭)

## I 重大事態の発生(疑いをふくむ)

## II 所管教育委員会に報告する(学校または学校設置者のどちらが主体になるかの判断)

## III 重大事態の調査組織を設置する(学校が主体になった場合)

- ・公平性、中立性が確保された組織が、客観的な事実確認を行う。
- ・被害生徒、保護者に調査等の事前説明を行う。
- ・①または②のどちらが主体になるかを決定する
  - ① 既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織
  - ② 調査を行うための第三者組織(スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー・学校医等)

## IV 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

- ・調査前に被害生徒、保護者①～⑥を説明する。
- ・被害生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。
- ・被害生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。
  - ①調査の目的・目標                      ②調査主体                      ③調査時期・期間
  - ④調査項目                                  ⑤調査方法                      ⑥調査結果の提供

## V 調査組織で、事実関係を明確に調査を実施する

- ・いじめの事実関係を明確にする。(因果関係の特定でなく、客観的な事実関係を調査)
- ・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。  
(鳴門市教育委員会「鳴門市いじめ防止基本方針」を参照)
  - ①文書情報の整理                      ②アンケート調査の実施
  - ③聞き取り調査の実施 → 時系列にまとめて分析する。                      ④情報の整理

## VI 調査結果を所管教育委員会に報告する

## VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・被害生徒に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的にケアを行う。
- ・被害生徒が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。
- ・再発防止を検討する。
- ・報告書の取りまとめをする。